

滋賀県知事選挙 投票日

7月13日(日)

予定

投票時間 7時～20時

(大河原、鮎河の投票所は19時までに繰り上げています)

滋賀県知事選挙が7月13日に執行される予定です。選挙は、私たち有権者の代表を選ぶ機会、すなわち私たちが政治に参加する大切な機会です。あなたの票が、今後のまちづくりを進める大切な一票になります。安易に棄権することなく貴重な一票を活かしましょう。

投票できる人は？

投票日現在、年齢20歳以上の日本国民で、3カ月以上甲賀市に住居登録している方です。

今回の選挙では次の要件を有する方が投票できます。

【年齢】 平成6年7月14日以前に生まれた方

【住所】 平成26年3月25日以前から引き続き市内に住民登録し居住している方

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成26年3月2日現在で7万3千225人です。

○選挙前の3カ月の間に県内の違う市町へ引越した方は、「引き続き滋賀県内の市町に住居を有する旨の証明書」が必要です。

当日投票に行けない方は期日前投票を

投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。(事前に宣誓書を記入していただきます。)

◇市役所水口庁舎での期日前投票所

【期間】 6月27日(金)～7月12日(土)
【時間】 8時30分～20時
【場所】 3階 第2・3会議室

◇水口庁舎以外の期日前投票所

【期間】 7月5日(土)～12日(土)
【時間】 8時30分～20時
【場所】
○甲南庁舎
1階 ミーティングスペース
○土山地域市民センター

不在者投票をご利用ください

○指定病院や施設に入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

日時や詳細については、入院・入所

郵便による不在者投票もできます

次に該当する方は、郵便により自宅に不在者投票することができます。

1 身体障がい者で、

●身体障がい者手帳に両下肢等の障がいの程度が1級または2級であるとして記載されている方

●身体障がい者手帳に心臓、腎臓などの障がいの程度が1級または3級であるとして記載されている方

●身体障がい者手帳に免疫、肝臓の障

2 戦傷病者で、

●戦傷病者手帳に両下肢などの障がいの程度が特別項症から第2項症までであるとして記載されている方

●戦傷病者手帳に心臓、腎臓などの障がいの程度が特別項症から第3項症までであるとして記載されている方

3 介護保険法の要介護者で、

●介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5であるとして記載されている方

ただし、郵便による不在者投票をしようとする場合は事前に登録する必要があります。またこの登録に時間を要することから、できるだけ早めに選挙管理委員会事務局まで、お問い合わせください。

《注意》

この郵便による不在者投票の制度は、申請された登録者のみ利用できるものであり、上記の事由に該当しても登録されていない方はご利用できません。

問い合わせ
甲賀市選挙管理委員会
☎65-0667 / ☎63-4561



夏場の食中毒を予防しましょう

気温の高い夏は、細菌性の食中毒が多発します。食中毒を起こす食べ物は色や臭いで見分けることができません。

そこで、食中毒予防の三原則「つけない」、「増やさない」、「やっつける」に気をつけて、食中毒を予防しましょう。

◆つけない

- 食品、手、調理器具は、きれいに洗いましょう。
- 食品を保存する時は、菌がつかないように、ふたやラップフィルムで覆って保存しましょう。



◆増やさない

- 食品は常温で放置せず、冷蔵庫で保存しましょう。



◆やっつける

- 食品はなるべく加熱し、加熱調理するときは中心部まで十分火を通しましょう。
- まな板、ふきんなどはこまめに洗い、定期的に漂白剤で殺菌しましょう。



健康推進課 健康政策係
☎65-0703 / ☎63-4591